

第12号議案

蒲郡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

蒲郡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和2年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

放課後児童支援員の任用要件を改めるため提案する。

蒲郡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

蒲郡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年蒲郡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「研修を修了したもの」の次に「（速やかに修了することを予
定している者を含む。）」を加える。

附則第2項を削る。

附則第3項中「施行日」を「この条例の施行の日」に改め、同項を附則第2項と
する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。